

別紙 1（土地改良負担金償還平準化事業に係る運用）

第 1 定義

この運用における定義は次のとおりとする。

- 1 「事業別年償還金」とは、県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等の事業ごとの年償還金をいう。
- 2 「合算年償還金」とは、平準化事業（要綱第 3 の 1 の（1）の事業をいう。以下同じ。）の対象となる事業地区に係る事業別年償還金を合算したものをいう。
- 3 「ピーク時合算年償還金」とは、平準化計画（要綱第 5 の 6 の計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする年度以降において最大となる合算年償還金をいう。
- 4 「ピーク時戸当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を平準化事業の対象となる事業地区の受益農家戸数で除した額をいう。
- 5 「ピーク時10アール当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を平準化事業の対象となる事業地区の受益面積で除して10アール当たりに換算した額をいう。

第 2 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が平準化計画の申請を行う場合、要綱第 3 の 1 の（1）、第 5 及び第 6 の土地改良区等とは、土地改良区又は平準化計画に定められた借入主体をいう。

第 3 平準化事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第 3 の 1 の（1）の農村振興局長が定める土地改良事業等とは、平成 2 年 3 月 31 日まで（平成 5 年度のガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の受入れにより新たに農畜産物の輸入枠の設定又は輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がその受益面積のおおむね 3 分の 1 以上となっている場合は、平成 6 年 3 月 31 日まで）に採択された以下の事業とする。
 - （1）土地改良法に基づき公共事業として実施された土地改良事業（農業基盤整備費によるものに限る。）
 - （2）独立行政法人水資源機構事業
 - （3）国立研究開発法人森林総合研究所事業（農用地総合整備事業、農用地等緊急保全整備事業及び濃密生産団地建設事業によるものに限る。以下同じ。）
 - （4）国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、
 - （1）、（2）及び（3）の事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第 3 の 2 の（1）の農村振興局長が定める負担金のうち、平準化事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。
 - （1）国営土地改良事業の受益者負担金
 - （2）独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - （3）国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - （4）その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

第4 事業地区の要件

- 1 要綱第3の1の(1)の農村振興局長が定める要件は、次のとおりとする。
 - (1) 平準化事業の対象となる事業に係る負担金の円滑な支払いが困難となっている地区であって、次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ① 当該事業地区における対象水田（水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官依命通知。以下「水田要綱」という。）第8の3の対象水田をいう。）の面積に占める転作等（水田要綱第8の4に定めるものをいう。）の面積の割合がおおむね30パーセント以上であること。
 - ② 平準化事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）のうち、10アール当たり事業費が事業開始時の予定事業費に比べておおむね3倍以上になっているものがあること。
 - ③ 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大、輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。
 - ④ その他農業依存度等からみて農業情勢の変化により地域の農業経営が影響を受ける場合等、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して必要と認める事情があること。
 - (2) 当該事業地区について、次のいずれかに該当すること。
 - ① ピーク時10アール当たり合算年償還金が3万円以上となること。ただし、北海道においては2万円以上となること。
 - ② ピーク時戸当たり合算年償還金が20万円以上となること。ただし、北海道においては40万円以上となること。
 - ③ ピーク時10アール当たり合算年償還金が、都道府県知事が地域の特別の事情を配慮し、地方農政局長と協議して認定する額（以下「特認額」という。）以上となること。
 - (3) 平準化事業を実施することにより、負担金の償還が確実になる見込みがあること。
- 2 1の(1)の④の必要と認める事情とは、例えば次のような事情をいう。
 - (1) 当該事業地区において、専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。
 - (2) 対象事業の中に、工期が事業開始時の予定工期に比べておおむね2倍以上になっている事業又はやむを得ない事情により完了が著しく遅延している事業があること。
 - (3) 当該事業地区において、ピーク時10アール当たり合算年償還金が10アール当たり小作料以上であり、かつ、利用権設定率がおおむね6パーセント以上であること。
 - (4) 当該事業地区において、農家の10アール当たり農業所得に占めるピーク時10アール当たり合算年償還金の割合が事業開始時の割合を上回っており、かつ、その割合がおおむね20パーセント以上であること。
- 3 1の(2)の③の特別の事情とは、例えば次のような事情をいう。
 - (1) 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大、輸入の自由化

の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。

(2) 土地改良施設の維持管理費の合計が年10アール当たり5,000円を超える場合。

(3) 当該事業地区において、専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。

第5 平準化計画

1 平準化計画の作成

(1) 要綱第5の6の平準化計画は別記様式第1号によるものとする。

(2) 平準化計画の作成に当たっては、都道府県土地改良事業団体連合会が行っている土地改良負担金積立等強化対策等の活用により、土地改良負担金の償還に関して多面的な検討を行うものとする。

2 平準化計画の申請

(1) 平準化計画の認定申請は、原則として10アール当たりの合算年償還金の額が平準化目標額を超える前年度に行うものとする。

(2) 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が申請を行う場合にあっては、事業地区内の平準化事業の対象となった事業地区の受益者全員の同意を得て申請するものとする。

3 平準化目標額

要綱第5の6の(2)の平準化目標額とは、(1)の基準年償還額以上の額とする。ただし、基準年償還額が(2)の額を下回る場合は(2)の額以上の額とする。

(1) 基準年償還額は、次に掲げる額のうち最小となる額とする。

① 10アール当たり3万円。ただし、北海道にあっては2万円

② 20万円（北海道にあっては40万円）に平準化事業の対象となった事業地区の受益農家戸数を乗じ、当該事業地区の受益面積で除して10アール当たりに換算した額

③ 特認額

(2) ピーク時10アール当たり合算年償還金からおおむね40パーセントを限度として減じた額。

4 平準化目標額の特例

3の定めにかかわらず、平準化事業の対象となった事業地区が次に掲げる要件を満たす場合にあっては、要綱第5の6の(2)の平準化目標額は、10アール当たり3万円（北海道にあっては、2万円）を下回らない範囲において、ピーク時10アール当たり合算年償還金からおおむね50パーセントを限度として減じた額とすることができる。

① 当該事業地区の面積の2分の1以上が次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された
振興山村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された
離島振興対策実施地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された
半島振興対策実施地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する
法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

② 当該事業地区をその区域に含む集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令
第39号）第2条第5項に定める農業集落とする。）の林野率が50パーセント以上
であること。

③ 主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該事業地区の全農用地の
面積のおおむね50パーセント以上であること。

5 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第5の7の（4）（要綱第5の7の（7）で準じて取り扱う
場合を含む。）の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ地方農政局長と協
議するものとする。

第6 平準化資金

1 融資限度額

要綱第5の3の（1）の融資限度額は、平準化計画に定められた当該事業地区に係
る合算年償還金に前年度以前の平準化資金に係る償還金を加えた額から、平準化目標
額に平準化事業の対象となった事業地区の受益面積を乗じた額を減じた額の範囲内と
する。

2 利子補給金の額

（1）要綱第6の3の（2）の利子補給金の額は、要綱第3の1の（1）の平準化資金
の融資機関における融資平均残高に、利子補給の基準となる金利を乗じて得た額と
する。

（2）前項の計算期間は、利子補給金を交付する年度の前年度の1月1日から当該年度
の12月31日までとする。

（3）（1）の利子補給の基準となる金利は、別表のとおりとする。

第7 その他

1 要綱第5の5の規定にかかわらず繰上償還が認められる場合は、例えば次に掲げる
場合とする。

（1）当該土地改良区等の地区のうち、平準化事業の対象となった事業地区に係らない
事業地区の償還金の繰上償還を行う場合。

（2）株式会社日本政策金融公庫等からの請求による繰上償還を行う場合。

2 要綱第20に基づく平準化事業の実績の報告については、別記様式第2号によるもの
とする。

別表

期 間		基 準 金 利	
		農業協同組合	左記以外の融資機関
平成 平成	2年 7月20日から 2年 9月13日まで	7.55%	7.25%
平成 平成	2年 9月14日から 2年12月10日まで	7.75%	7.45%
平成 平成	2年12月11日から 3年11月18日まで	8.10%	7.80%
平成 平成	3年11月19日から 3年12月19日まで	7.75%	7.45%
平成 平成	3年12月20日から 4年 3月12日まで	7.50%	7.20%
平成 平成	4年 3月13日から 4年12月 1日まで	7.20%	6.90%
平成 平成	4年12月 2日から 5年 6月 3日まで	6.70%	6.40%
平成 平成	5年 6月 4日から 5年12月26日まで	6.40%	6.10%
平成 平成	5年12月27日から 7年 8月 8日まで	5.80%	5.50%
平成 平成	7年 8月 9日から 7年11月 9日まで	4.85%	4.55%
平成 平成	7年11月10日から 7年12月 7日まで	4.70%	4.40%
平成 平成	7年12月 8日から 8年 4月14日まで	4.50%	4.20%
平成 平成	8年 4月15日から 8年 9月19日まで	4.75%	4.45%
平成 平成	8年 9月20日から 9年 2月 6日まで	4.60%	4.30%
平成 平成	9年 2月 7日から 9年 3月27日まで	4.35%	4.05%
平成 平成	9年 3月28日から 9年 4月22日まで	4.20%	3.90%
平成 平成	9年 4月23日から 9年 5月22日まで	4.05%	3.75%
平成 平成	9年 5月23日から 9年 6月30日まで	3.90%	3.60%
平成 平成	9年 7月 1日から 9年 7月24日まで	4.35%	4.05%
平成 平成	9年 7月25日から 9年 8月21日まで	4.20%	3.90%
平成 平成	9年 8月22日から 9年 9月23日まで	4.05%	3.75%
平成 平成	9年 9月24日から 9年10月26日まで	3.75%	3.45%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成 9年10月27日から 平成 9年11月19日まで	3.60%	3.30%
平成 9年11月20日から 平成10年 2月 5日まで	3.30%	3.00%
平成10年 2月 6日から 平成10年 3月 8日から	3.15%	2.85%
平成10年 3月 9日から 平成10年 3月16日まで	3.45%	3.15%
平成10年 3月17日から 平成10年 4月13日まで	3.15%	2.85%
平成10年 4月14日から 平成10年 6月15日まで	3.00%	2.70%
平成10年 6月16日から 平成10年 8月30日まで	2.75%	2.45%
平成10年 8月31日から 平成10年 9月17日まで	2.90%	2.60%
平成10年 9月18日から 平成10年10月21日まで	2.60%	2.30%
平成10年10月22日から 平成11年 1月 5日まで	2.10%	1.80%
平成11年 1月 6日から 平成11年 2月11日まで	2.00%	1.70%
平成11年 2月12日から 平成11年 2月21日まで	3.30%	3.00%
平成11年 2月22日から 平成11年 4月26日まで	3.15%	2.85%
平成11年 4月27日から 平成11年 5月24日まで	3.00%	2.70%
平成11年 5月25日から 平成11年 6月15日まで	2.60%	2.30%
平成11年 6月16日から 平成11年 8月 2日まで	2.45%	2.15%
平成11年 8月 3日から 平成11年 9月27日まで	3.00%	2.70%
平成11年 9月28日から 平成11年10月19日まで	3.15%	2.85%
平成11年10月20日から 平成11年11月28日まで	2.90%	2.60%
平成11年11月29日から 平成12年 1月 6日まで	3.05%	2.75%
平成12年 1月 7日から 平成12年 2月 1日まで	3.15%	2.85%
平成12年 2月 2日から 平成12年 2月20日まで	3.05%	2.75%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成12年 2月21日から 平成12年 3月26日まで	2.95%	2.65%
平成12年 3月27日から 平成12年 4月20日まで	3.05%	2.75%
平成12年 4月21日から 平成12年 5月24日まで	3.15%	2.85%
平成12年 5月25日から 平成12年 6月18日まで	3.05%	2.75%
平成12年 6月19日から 平成12年 9月24日まで	2.95%	2.65%
平成12年 9月25日から 平成12年 10月25日まで	3.05%	2.75%
平成12年 10月26日から 平成12年 12月17日まで	3.15%	2.85%
平成12年 12月18日から 平成13年 1月31日まで	3.05%	2.75%
平成13年 2月 1日から 平成13年 2月25日まで	2.85%	2.55%
平成13年 2月26日から 平成13年 3月18日まで	2.75%	2.45%
平成13年 3月19日から 平成13年 4月 1日まで	2.65%	2.35%
平成13年 4月 2日から 平成13年 5月17日まで	2.35%	2.05%
平成13年 5月18日から 平成13年 5月31日まで	2.65%	2.35%
平成13年 6月 1日から 平成13年 7月 2日まで	2.55%	2.25%
平成13年 7月 3日から 平成13年 8月13日まで	2.45%	2.15%
平成13年 8月14日から 平成14年 2月19日まで	2.65%	2.35%
平成14年 2月20日から 平成14年 4月 1日まで	2.85%	2.55%
平成14年 4月 2日から 平成14年 7月 4日まで	2.75%	2.45%
平成14年 7月 5日から 平成14年 10月31日まで	2.55%	2.25%
平成14年 11月 1日から 平成14年 12月 2日まで	2.35%	2.05%
平成14年 12月 3日から 平成15年 2月19日まで	2.25%	1.95%
平成15年 2月20日から 平成15年 3月18日まで	2.15%	1.85%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成15年 3月19日から 平成15年 4月17日まで	2.05%	1.75%
平成15年 4月18日から 平成15年 5月22日まで	1.95%	1.65%
平成15年 5月23日から 平成15年 7月17日まで	1.75%	1.45%
平成15年 7月18日から 平成15年 8月19日まで	2.25%	1.95%
平成15年 8月20日から 平成15年 9月18日まで	2.15%	1.85%
平成15年 9月19日から 平成15年 10月20日まで	2.75%	2.45%
平成15年 10月21日から 平成15年 11月20日まで	2.55%	2.25%
平成15年 11月21日から 平成15年 12月17日まで	2.75%	2.45%
平成15年 12月18日から 平成16年 1月25日まで	2.65%	2.35%
平成16年 1月26日から 平成16年 2月18日まで	2.55%	2.25%
平成16年 2月19日から 平成16年 3月17日まで	2.45%	2.15%
平成16年 3月18日から 平成16年 4月20日まで	2.65%	2.35%
平成16年 4月21日から 平成16年 7月21日まで	2.75%	2.45%
平成16年 7月22日から 平成16年 9月20日まで	3.05%	2.75%
平成16年 9月21日から 平成16年 10月20日まで	2.75%	2.45%
平成16年 10月21日から 平成16年 11月17日まで	2.85%	2.55%
平成16年 11月18日から 平成16年 12月19日まで	2.75%	2.45%
平成16年 12月20日から 平成17年 2月20日まで	2.65%	2.35%
平成17年 2月21日から 平成17年 3月17日まで	2.55%	2.25%
平成17年 3月18日から 平成17年 4月19日まで	2.75%	2.45%
平成17年 4月20日から 平成17年 5月24日まで	2.65%	2.35%
平成17年 5月25日から 平成17年 8月17日まで	2.55%	2.25%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成17年 8月18日から 平成17年 9月19日まで	2.65%	2.35%
平成17年 9月20日から 平成17年10月19日まで	2.55%	2.25%
平成17年10月20日から 平成18年 1月25日まで	2.75%	2.45%
平成18年 1月26日から 平成18年 2月19日まで	2.65%	2.35%
平成18年 2月20日から 平成18年 4月18日まで	2.85%	2.55%
平成18年 4月19日から 平成18年 5月23日まで	3.05%	2.75%
平成18年 5月24日から 平成18年 7月19日まで	3.15%	2.85%
平成18年 7月20日から 平成18年 8月17日まで	3.25%	2.95%
平成18年 8月18日から 平成18年 9月20日まで	3.15%	2.85%
平成18年 9月21日から 平成18年12月19日まで	2.95%	2.65%
平成18年12月20日から 平成19年 1月24日まで	2.85%	2.55%
平成19年 1月25日から 平成19年 6月19日まで	2.95%	2.65%
平成19年 6月20日から 平成19年 7月18日まで	3.05%	2.75%
平成19年 7月19日から 平成19年 8月19日まで	3.15%	2.85%
平成19年 8月20日から 平成19年 9月19日まで	3.05%	2.75%
平成19年 9月20日から 平成19年10月17日まで	2.85%	2.55%
平成19年10月18日から 平成19年11月18日まで	2.95%	2.65%
平成19年11月19日から 平成19年12月18日まで	2.85%	2.55%
平成19年12月19日から 平成20年 3月18日まで	2.75%	2.45%
平成20年 3月19日から 平成20年 4月17日まで	2.65%	2.35%
平成20年 4月18日から 平成20年 5月22日まで	2.75%	2.45%
平成20年 5月23日から 平成20年 6月17日まで	2.95%	2.65%
平成20年 6月18日から 平成20年 7月17日まで	3.05%	2.75%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成20年 7月18日から 平成20年 8月19日まで	2.95%	2.65%
平成20年 8月20日から 平成20年 9月18日まで	2.85%	2.55%
平成20年 9月19日から 平成20年 10月20日まで	2.75%	2.45%
平成20年 10月21日から 平成20年 12月17日まで	2.85%	2.55%
平成20年 12月18日から 平成21年 1月25日まで	2.75%	2.45%
平成21年 1月26日から 平成21年 4月19日まで	2.65%	2.35%
平成21年 4月20日から 平成21年 5月26日まで	2.75%	2.45%
平成21年 5月27日から 平成21年 7月20日まで	2.85%	2.55%
平成21年 7月21日から 平成21年 9月17日まで	2.75%	2.45%
平成21年 9月18日から 平成21年 11月19日まで	2.65%	2.35%
平成21年 11月20日から 平成21年 12月17日まで	2.75%	2.45%
平成21年 12月18日から 平成22年 1月21日まで	2.65%	2.35%
平成22年 1月22日から 平成22年 5月25日まで	2.75%	2.45%
平成22年 5月26日から 平成22年 7月21日まで	2.65%	2.35%
平成22年 7月22日から 平成22年 8月17日まで	2.45%	2.15%
平成22年 8月18日から 平成22年 9月20日まで	2.35%	2.05%
平成22年 9月21日から 平成22年 10月24日まで	2.45%	2.15%
平成22年 10月25日から 平成22年 11月17日まで	2.25%	1.95%
平成22年 11月18日から 平成22年 12月19日まで	2.35%	2.05%
平成22年 12月20日から 平成23年 2月20日まで	2.55%	2.25%
平成23年 2月21日から 平成23年 5月26日まで	2.65%	2.35%
平成23年 5月27日から 平成23年 8月17日まで	2.55%	2.25%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成23年 8月18日から 平成23年10月19日まで	2.45%	2.15%
平成23年10月20日から 平成23年12月18日まで	2.35%	2.05%
平成23年12月19日から 平成24年 1月26日まで	2.45%	2.15%
平成24年 1月27日から 平成24年 4月17日まで	2.35%	2.05%
平成24年 4月18日から 平成24年 5月22日まで	2.45%	2.15%
平成24年 5月23日から 平成24年 8月19日まで	2.25%	1.95%
平成24年 8月20日から 平成24年 9月19日まで	2.15%	1.85%
平成24年 9月20日から 平成24年12月18日まで	2.25%	1.95%
平成24年12月19日から 平成25年 1月23日まで	2.15%	1.85%
平成25年 1月24日から 平成25年 2月20日まで	2.35%	2.05%
平成25年 2月21日から 平成25年 3月20日まで	2.25%	1.95%
平成25年 3月21日から 平成25年 4月17日まで	2.15%	1.85%
平成25年 4月18日から 平成25年 5月19日まで	1.95%	1.65%
平成25年 5月20日から 平成25年 6月18日まで	2.05%	1.75%
平成25年 6月19日から 平成25年 7月18日まで	2.25%	1.95%
平成25年 7月19日から 平成25年 8月18日まで	2.35%	2.05%
平成25年 8月19日から 平成25年10月20日まで	2.25%	1.95%
平成25年10月21日から 平成26年 2月19日まで	2.05%	1.75%
平成26年 2月20日から 平成26年 3月18日まで	1.95%	1.65%
平成26年 3月19日から 平成26年 7月17日まで	2.05%	1.75%
平成26年 7月18日から 平成26年11月19日まで	1.95%	1.65%
平成26年11月20日から 平成27年 1月21日まで	1.85%	1.55%
平成27年 1月22日から 平成27年 2月18日まで	1.65%	1.35%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成27年 2月19日から 平成27年 3月17日まで	1.75%	1.45%
平成27年 3月18日から 平成27年 4月19日まで	1.85%	1.55%
平成27年 4月20日から 平成27年 5月26日まで	1.75%	1.45%
平成27年 5月27日から 平成27年 8月18日まで	1.85%	1.55%
平成27年 8月19日から 平成28年 1月20日まで	1.75%	1.45%
平成28年 1月21日から 平成28年 2月18日まで	1.65%	1.35%
平成28年 2月19日から 平成28年 3月17日まで	1.50%	1.20%
平成28年 3月18日から 平成28年 4月19日まで	1.30%	1.00%
平成28年 4月20日から 平成28年 9月19日まで	1.20%	0.90%
平成28年 9月20日から 平成28年 10月19日まで	1.30%	1.00%
平成28年 10月20日から 平成28年 11月23日まで	1.20%	0.90%
平成28年 11月24日から 平成28年 12月18日まで	1.15%	0.85%
平成28年 12月19日から 平成29年 2月19日まで	1.40%	1.10%
平成29年 2月20日から 平成29年 3月20日まで	1.50%	1.20%
平成29年 3月21日から 平成30年 8月19日まで	1.40%	1.10%
平成30年 8月20日から 平成30年 12月18日まで	1.50%	1.20%
平成30年 12月19日から 平成31年 2月20日まで	1.40%	1.10%
平成31年 2月21日から 令和 元年 7月18日まで	1.30%	1.00%
令和 元年 7月19日から 令和 元年 9月18日まで	1.15%	0.85%
令和 元年 9月19日から 令和 元年 10月20日まで	1.10%	0.80%
令和 元年 10月21日から 令和 元年 12月17日まで	1.15%	0.85%
令和 元年 12月18日から 令和 2年 2月19日まで	1.30%	1.00%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
令和 2年 2月20日から 令和 2年 4月19日まで	1. 20%	0. 90%
令和 2年 4月20日から 令和 2年 7月19日まで	1. 30%	1. 00%
令和 2年 7月20日から 令和 2年12月17日まで	1. 40%	1. 10%
令和 2年12月18日から	1. 30%	1. 00%

認定地区番号	
--------	--

申請者名称		代表者氏名		受益面積	ha
所在地		電話番号		受益戸数	戸

1. 採択要件及び申請要件

要領別紙1	区 分	採 択 要 件	申 請 要 件	該 当 有 無	備 考	
第4の1の(1)	①転作率	おおむね30%以上	%			
	②10a当たり事業費	おおむね3倍以上	倍		事業名 地区名	
	③自由化作目等作付率	おおむね1/3以上	%		使用データ年度	
	特 認	④専業+第I種兼業農家率	おおむね1/3以上	%		
		⑤工 期	おおむね2倍以上	倍		事業名 地区名
		⑥利用権設定率	おおむね6%以上	%		小作料 <
		⑦農業所得・償還金負担率	おおむね20%以上	%		事業開始時償還金負担率 %
		⑧その他				
第4の1の(2)	①ピーク時10a当たり合算年償還額	30,000(20,000)円/10a	円/10a			
	②ピーク時戸当たり合算年償還額	20(40)万円/戸	万円/戸			
	特 認 額	③自由化作目等作付率特認額	10,000円/10a	円/10a		
		④維持管理費特認額(10a当たり)	円/10a	円/10a		
		⑤専業+第I種兼業農家特認額(10a当たり)	円/10a	円/10a		
		⑥その他(当たり)	円/	円/		

- (注) 1. 変更の場合、変更前の申請要件を上段()で記入する。
 2. 申請要件で該当しない項目については無記入とする。
 3. 自由化作目等とは強化対象品目を含む。

2. 事業概要

平準化目標額	円/10a	平準化資金借入総額	千円	平準化資金借入期間	平成 年度～ 平成 年度
借入主体		利子補給総額	千円	平準化資金償還期間	平成 年度～ 平成 年度
主な平準化対象事業					

3. 平準化事業地区の受益面積等

市町村名	受益面積 (ha)					受益戸数 (戸)	戸当たり平均受益面積 (ha/戸)
	田	畑	樹園地	その他	計		
計							

- (注) 1. 記入に当たっては申請時において最新の数値を用いること。
 2. 事業地区が複数の市町村にまたがる場合は市町村別に記入する。
 3. 変更の場合、変更前の申請要件を上段 () で記入する。

4. 平準化計画の対象となる土地改良事業

事業名	地区名	事業主体名	工期 (年)			受益面積 (ha)		総事業費 (百万円)		10a当たり事業費		増率	関係土地改良区等名	平準化資金充当事業
			当初	最終	増率	当初	最終	当初	最終	当初	最終			

- (注) 1. 受益面積欄は当該事業の全体面積を記入する。
 2. 最終欄には、事業完了地区は完了時の数値を、事業継続中の地区は平準化計画年度の前年度における事業実施計画上の数値を記入する。
 3. 平準化計画の対象となる事業と平準化事業地区の重複を説明する略図資料を添付する。
 4. 平準化資金充当欄は、平準化資金を充当する事業の行に◎を記入する。
 5. やむを得ない事情により完了が著しく遅延している事業がある場合は、その理由を別紙に整理する。

5. 申請要件

市町村名	転作率 (ha, %)			自由化作目等作付率 (ha, %)			専業+第I種兼業農家率 (戸, %)				備 考 (資料名等)	
	対象水田面積	転作等の面積	転作率	農作物の 作付面積	自由化作目等 作付延べ面積	自由化作目 等作付率	農家戸数	専業農家 ①	第I種兼 業農家②	①+②		専業+第I種 兼業農家率
計												

市町村名	利用権設定率 (円, ha, %)				農業所得・償還金負担率 (円, %)						備 考 (資料名等)	
	10a 当たり 小作料	農用地面積	利用権設定 面積	利 用 権 設 定 率	10a 当たり農業所得		ピーク時10a当たり合算年償還金		償還金負担率			
					当 初	最 終	当 初	最 終	当 初	最 終		
計												
ピーク時10a当 り合算年償還金												

- (注) 1. 採択要件に該当事項がある場合のみ記入する。該当しない場合は、「該当無し」と記入し、表は省略する。
 2. 事業地区が複数の市町村にまたがる場合、計の欄には、面積加重平均の率を記入する。
 3. 記入に当たって用いた資料名等を必ず記入し、添付する。
 4. 変更の場合、変更前の申請要件を上段で () 記入する。

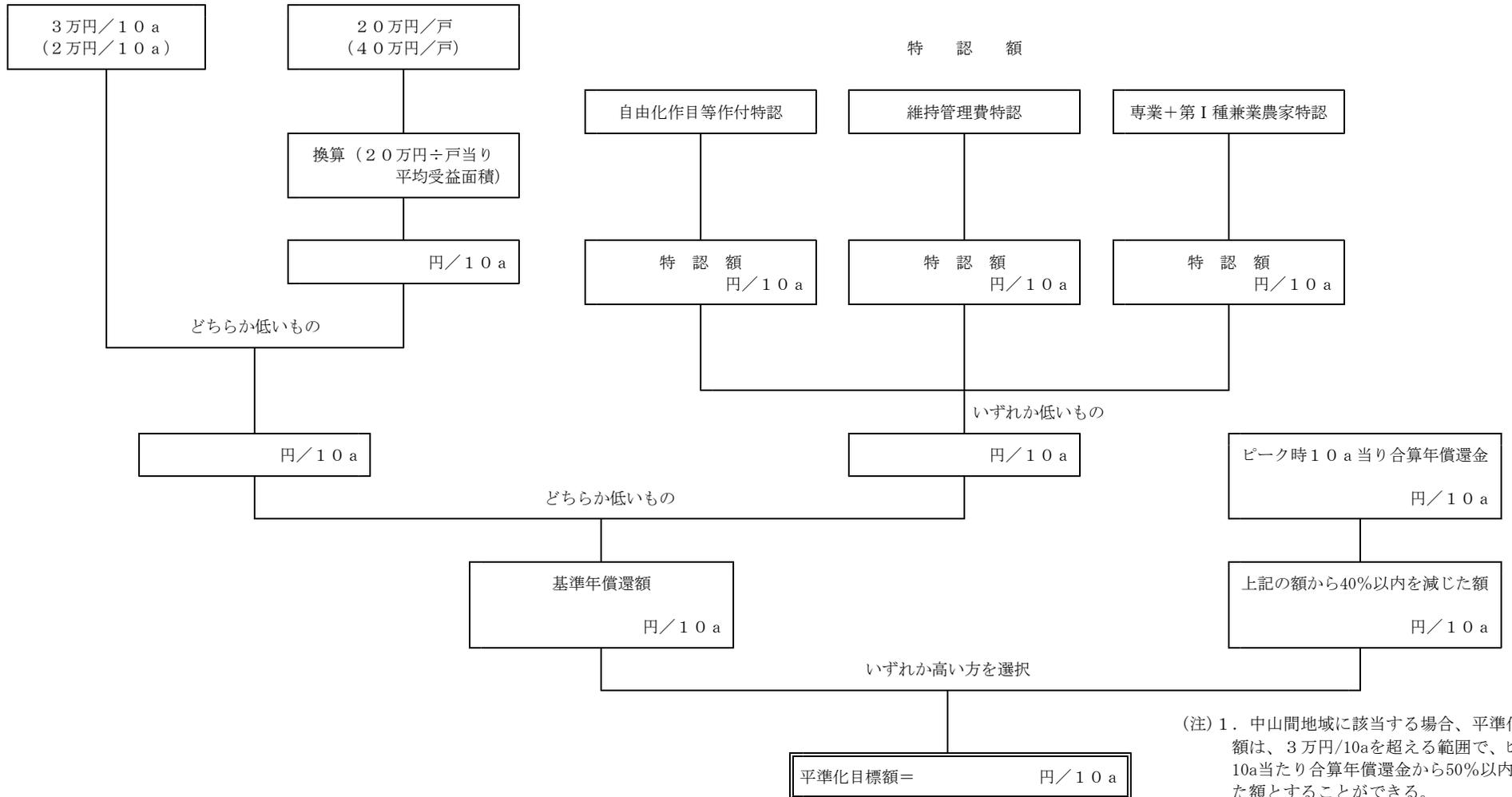
6. 特認額の算定

項 目	要件及び内容	特 認 額 の 算 定
1. 維持管理費	維持管理費 円/10a	基 準 年 償 還 額 - (維 持 管 理 費 - 2,000円/10a) = 特 認 額 円/10a - (円/10a - 2,000円/10a) = 円/10a
	維持管理の内容	
2. 専I兼農家率	専業+第I種兼業農家率 %	(地区内の専業農家の農業所得 × 0.2) ÷ 専業農家の経営面積 = 特 認 額 (円/10a × 0.2) ÷ 10a/戸 = 円/10a
3. その他		

- (注) 1. 特認額を設定している場合のみ記入する。該当しない場合は「該当無し」と記入し、表は省略する。
 2. 維持管理費欄の基準年償還額は、要領別紙1の第5の3の(1)の①と②のうち小さい方の額を記入する。
 3. 特認額の算定にあたっては、特認額算出に用いた資料を添付すること。

7. 合算年償還金及び平準化計画

(1) 平準化目標額の設定



- (注) 1. 中山間地域に該当する場合、平準化目標額は、3万円/10aを超える範囲で、ピーク時10a当たり合算年償還金から50%以内を減じた額とすることができる。
2. 中山間特例を使用する地区にあつては、当該地区が中山間地域に該当することを示す資料を添付する。

(2) 償還計画表 - 1

平準化対象面積 h a		年 次 別 償 還 金									
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
1. 合算年償還金 ①	10a当り(円)										
	全体(千円)										
2. 平準化目標額 ②	10a当り(円)										
	全体(千円)										
3. 平準化後の年償還金 ③=①+⑥-④	10a当り(円)										
	全体(千円)										
4. 平準化資金借入額 ④=⑤+⑥	10a当り(円)										
	全体(千円)										
内 平準化目標額を上回る年償還金 ⑤=①-②	10a当り(円)										
	全体(千円)										
訳 平準化資金年償還額 ⑥	10a当り(円)										
	全体(千円)										
5. 平準化資金繰上償還	金額(千円)										
	面積(h a)										

負担金の償還の平準化に必要な期間 平成 年 ~ 平成 年

(注) 1. 償還パターン図を添付する。

8. 事業地区に係る事業別年償還金及び平準化資金充当計画

年度	事業名 地区名	払込期日 月 日	事業別年償還金 (千円)	事業地区に係る事業別年償還金		平準化目標額を上回る年償還額		備 考
				全体(千円)	10a当り(円)	全体(千円)	10a当り(円)	
計								
計								
計								

- (注) 1. 事業別年償還金は償還年次表と対応する金額を記入する。
 2. 平準化事業地区に係る事業別償還金の算出方法を別紙に整理する。
 3. 平準化目標額を上回る年償還額記入は、平準化資金を充当する事業と一致すること。

9. 平準化資金の借入れ計画と償還計画

借入れ主体名
 代表者名
 所在地
 電話番号

年次	年度	金融機関名	平準化資金の借入額 千円	借入れ(予定) 年月日	償還期間	利率 %	年次別平準化資金償還金 (元金:千円, 利子:円, 合計:円)											
							年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
							年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
							元金 利子											
							元金 利子											
							元金 利子											
							元金 利子											
							元金 利子											
							元金 利子											
							元金 利子											
							元金 利子											
合	計						元金 利子 合計											

- (注) 1. 申請者が土地改良区の場合にあっては総会等の議決、市町村の場合にあっては事業地区内の平準化対象事業の受益者全員の同意文書の写しを添付すること。
 2. 借入れ予定金融機関との協議状況
 3. 平準化計画変更地区で、過年度において平準化資金借入れのある地区は、その実績を記入する。

10. 平準化計画の変更理由

項 目	内 容	理 由

別記様式第2号

平成 年度土地改良負担金償還平準化事業実績報告書

1. 平成 年度土地改良負担金償還平準化事業認定状況

都道府県名	認 定 地 区 数				
	新 規	継 続			全 体
		継 続	変 更	完了予定	

2. 平成 年度土地改良負担金償還平準化事業実施状況

都道府県名	平準化資金 借入地区数	平準化資金 借入額 (千円)	平準化資金 償還地区数	年 度 末 償還残高 (千円)	利 子 補 給 額 (円)		
					国	都道府県	計